

## 「刈払機取扱作業者の安全衛生教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、刈払機は、草刈作業の省力化に多方面で活用されておりますが、作業中の転倒、刈刃接触、飛び石などによる事故も多く大事に至ることもあります。また刈払機取扱作業は振動障害の原因となる恐れが指摘されており、平成12年2月16日基発66号において刈払機取扱作業者については、「特別教育を必要とする危険有害業務」に準ずる安全衛生教育が必要と通達されています。さらに平成21年7月に振動工具の振動障害予防対策が強化されました。

この度下記のとおり、「刈払機取扱作業者安全衛生教育」を企画いたしました。労働者の安全と健康の為、是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

(本教育は、新潟労働基準協会と(一社)新津労働基準協会が合同で開催します。)

### 記

#### 1. 日 時・会 場

日 時	科 目	会 場
令和8年5月28日(木) 9時～16時15分	学科 実技	新潟市秋葉区文化会館(一階 練習室1) 新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301

2. 定 員 30名(定員になり次第締め切ります)

3. 受講料 会員 10,000円(非協会員 13,000円)  
※ 受講料には、テキスト代を含みます。

4. 申込期限 令和8年5月19日(火)

5. 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送ってください。  
受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、TEL・FAX番号を必ず記載してください。受講料は下記口座にお振込下さい。

○ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店 (普)0331019

○ 申込先 〒956-0864  
新潟市秋葉区新津本町4-18-12 (一社)新津労働基準協会

**(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)**

6. 教育内容 (1) 振動障害及びその予防に関する知識・・・2時間  
 (2) 関係法令・・・0.5時間  
 (3) 刈払機に関する知識・・・1時間  
 (4) 刈払機を使用する作業に関する知識・・・1時間  
 (5) 刈払機の点検・整備に関する知識・・・0.5時間  
 (6) 実技・・・1時間  
 (7) 確認テスト

※清掃・点検・整備・目立て(チップソー)も指導いたします。

7. 当日持参すべきもの

(同事業所から複数受講される場合、交代で使用できる物は各自持参せずとも、必要個数を持参して下さい)

- ① 刈払機 ②混合燃料 ③工具 ④ヘルメット ⑤保護メガネ  
 ⑥手袋(防振手袋(皮かゴム製:一般の軍手は不可) ⑦耳あて ⑧すね当て  
 ⑨タオル ⑩筆記用具 ⑪昼食(外食可能です)

※着用又は持参すべきもの ①安全靴か長靴 ②作業服(長袖長ズボン着用のこと)

8. その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付しますが、交付箇所は新津協会となります。

**受講日 5/28 「刈払機取扱作業者の安全衛生教育」受講申込書**

( 会員 ・非会員 ) 該当を○で囲む ※会員には建災防の会員を含みます		TEL	( )
		FAX	( )
事業所名		業種	
所在地	〒		
受講番号	氏 名	生 年 月 日	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※ 受講番号の欄は、当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者 :

㊟

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセルは、一律 3,000 円頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されれば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。